

説林



本邦古代保育法の一斑(ついで)

下村三四吉

右は、皇室にての事柄で、もとより、普通の例にはなりませんけれど、下々にかさましても、母の乳の無い時分に乳母を雇つて育てるといふことは、よほど古い時分から行はれて居つたといふことは、能くこれで知ることが出来ます。もつともそれより外に適當の方法は餘り無いのであるから、必要上發達したのであります。貰ひ乳をいた

すといふのは、たゞ定まつた乳母を置かないだけの違ひなのです。

先般皇太孫殿下の御誕生になりました節に、御乳母につきて嚴密な御撰擇があつたことは、いろいろ當時の新聞などにも、載つて居りましたから、皆様御承知の事せう。古代にも、さういふやうなことはあつたにちがひないと思はれるが併しその詳しいことは今日から知ることは出來難いのです。

さて、又今日貴族方に於きましては、御生兒には、乳母をとつて御育になるといふのが、定まりの様になつてをりまして、御生母の方が乳を御上げになるといふのは、却て取除けの例のやうに考へられてある。然し、それが極むかしからのさまりではありませぬ。御生母は、幾ら貰ひ方でも、

御生兒に巳れの乳を與へて御育てになるといふことは本体で、特別の場合に乳母即ち「ちちも」を召すといふことになるので、後には、おひくそれが一種の定まりのやうになつて、生兒ありし場合には、必ず乳母を召さるることになつた、のであります。それで、保育といふことに就きまして、なほ申上ぐべきことがござりますけれども、一寸顯はれて居ることは、上に述べた位のものですから、この邊で、止めて置きます。

次に、古代に於て子供の名を附けることに就いて、面白い習慣があります。そのことは保育には直接に關係はしては居りませぬけれど、縁故のあることゆゑ序に申上げやうと思ひます。

古代の人名のつけ方といふものは、もとより種々ありますけれども、大略數種類に分けるとが

出來ます。それについては、既に本居宣長先生が古事記傳に於て分類して置かれたものが、あります。それに依りますと三種類に分れて居る。これは随分能く概括してあると思ひます。その第一は誕生の際に、何か事柄があると、その縁故に依つて事柄或は品物の名を附ける、それが一種類であります。この例を一二挙げませう。應神天皇の御生になつた時分に、御腕に腕の形したる御肉のありしによつて、大腕和氣尊といふ名を御附けになりました。又應神天皇のお子様の仁徳天皇は鶴鶴尊と申上げましたが、鶴鶴とは鳥の名であります。それはどういふ所から命けましたかといふと、丁度其お生れになつた同日に武内宿禰にも子が生れました、その武内宿禰の家には鶴鶴といふ鳥が丁度舞ひこんで來たそれから皇居の御産室には、

木菴といふ鳥がはいつて来た、誕生が同一の日で鳥がはいつて来たのも同じ事柄でふしぎな縁故があるといふところから、其の鳥の名を互に取替へて名を命けたやうの仕末であります。それで、仁徳天皇は之を大鶴鶴尊といふ名を申上げるやうになりましたし、武内宿禰の子は木菴宿禰と申し即ち葛城家の先祖になつた人です。それから御承知の通り聖徳太子の御名は厩戸皇子と申しあげます、これは母后が宮中の厩の前で御産氣づきになつたといふことに因んだ名である。かゝる種類るいの例は随分澤山あることです。(つづく)

現今の幼稚園保育法につきて(承前)

東 基 吉

幼稚園の唱歌につきても亦吾人の意を得ざるも

の多し凡そ幼稚園に於て唱歌の材料を擇まんとする根本原則は、彼等幼兒を以て尙未だ發達せざる未開人種と見ること之なり。従つて吾人の見えて、優美高尚雅致に富める歌曲を以て直に移して、彼等に用ゐんと欲す、誤れるの甚しきものなり。或は曰く、幼兒に適せしめんとする歌曲の簡單明瞭なるを擇むべきは何人か知らざらんたい現今に於て此の如き適當の唱歌なきを如何、則現在あるものに付きて之を取る亦已むを得ざるなりと。まことに已むを得ずと云はんと欲すれども、これ抑々自家の幼稚園に對する不忠を表白せるものにあらずして何ぞや適當なる者なしといつて、局外より適當なるもの、與へらるゝを待つ、はた何の日を以て適當のものを得んとするか。

抑々幼兒に與ふべき唱歌の數は取て多きを要せ